

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔略〕</p> <p>各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、第十条の二第二項及び第十一条の四の規定にかかわらず、当分の間、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減ずる。</p> <p>第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、前項の規定の適用がある間において第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額から当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額」とする。</p>	<p>附則</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （経過措置） 2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第二十項の規定は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用する。</p>	<p>附則 （経過措置） 2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十八項の規定は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用する。</p>